

蒲郡市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び蒲郡市景観条例（平成31年蒲郡市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第1項第2号オの規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- (2) 製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、通信施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- (3) 野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- (4) 駐車施設その他これに類するもの
- (5) 人形、銅像等のモニュメントその他これらに類するもの
- (6) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (7) 風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備その他これらに類するもの
- (8) その他市長が指定し、告示したもの

(事前協議)

第3条 条例第7条第1項の規定による協議は、事前協議書（第1号様式）を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の事前協議書には、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該図書について定められた縮尺によっては適切に表示できないときは、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により添付する図書について必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 4 条例第7条第4項の規定による通知は、事前協議確認書（第2号様式）により

行うものとする。

(行為の届出)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(第3号様式)により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書(第4号様式)により行うものとする。

3 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行う者は、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該図書について定められた縮尺によっては適切に表示できないときは、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により添付する図書について必要ないと認めるときは、これを省略させることができる。

(適合の通知)

第5条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が、景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合すると認めるときは、当該届出を行った者に対し、景観計画区域内届出行為の適合通知書(第5号様式)により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、法第18条第2項の規定に基づき、同条第1項本文に規定する期間を短縮して、前項の通知を受けた日から当該届出に係る行為に着手することができる。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第6条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書(第6号様式)によるものとする。

2 第4条第3項及び第4項の規定は、前項の通知について準用する。

(助言、指導及び勧告)

第7条 条例第12条の規定による助言若しくは指導又は法第16条第3項の規定による勧告は、助言・指導・勧告書(第7号様式)により行うものとする。

(変更命令)

第8条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、変更等措置・原状回復等命令書(第8号様式)により行うものとする。

2 前項の命令を受けた者は、直ちに当該命令に従い、当該命令に係る行為に関し、設計変更等を行い、第4条第2項の規定に準じて速やかに市長に届け出るものとする。

(公表の方法)

第9条 条例第14条第1項の規定による公表は、蒲郡市公告式条例（昭和29年蒲郡市条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法によるものとする。

(行為完了の届出等)

第10条 条例第15条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為完了・中止届出書（第9号様式）によるものとする。

2 条例第15条第2項の規定による通知は、景観計画区域内行為完了・中止通知書（第10号様式）によるものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案)

第11条 法第20条第1項又は第29条第1項の規定による提案は、景観重要建造物（樹木）指定提案書（第11号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の告示事項)

第12条 条例第16条第2項又は第18条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称（景観重要樹木にあつては、その樹種）及び所在地
- (3) 指定の理由となった建造物の外観（樹木にあつては、その樹容）の特徴
- (4) 景観重要建造物にあつては、法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の通知)

第13条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書（第12号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の標識)

第14条 法第21条第2項又は第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 指定した景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可の申請等)

第15条 省令第9条第1項又は第14条第1項に規定する申請は、景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書(第13号様式)によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、景観重要建造物又は景観重要樹木の良好な景観の保全に支障がないと認めるときは、景観重要建造物(樹木)現状変更許可書(第14号様式)により許可するものとする。

3 法第22条第4項後段(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議をしようとする国の機関又は地方公共団体は、景観重要建造物(樹木)現状変更協議書(第15号様式)を市長に提出するものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の原状回復命令等)

第16条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、景観重要建造物(樹木)原状回復等命令書(第16号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第17条 法第26条又は第34条の規定による命令又は勧告は、景観重要建造物(樹木)の管理に関する命令書(第17号様式)又は景観重要建造物(樹木)の管理に関する勧告書(第18号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除の通知)

第18条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知又は法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定解除通知書(第19号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第19条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物(樹木)所有者変更届出書(第20号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第20条 法、省令、条例及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、正本及び副本各1部とする。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第20条までの規定は、平成31年7月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

行為の区分	図書の種類	縮 尺	明示すべき事項
法第16条第1項第1号に掲げる行為(建築物の建築等をいう。)	付近見取図	2,500分の1以上	次に掲げる事項 1 敷地の位置 2 敷地周辺の状況 3 方位 4 施工箇所
	写真		敷地及び敷地周辺の状況
	配置図	100分の1以上	次に掲げる事項 1 敷地内における建築物及び付属設備の位置 2 方位 3 敷地の境界線 4 敷地に接する道路の位置及び幅員 5 既存樹木及び植樹木の位置
	各面の着色立面図	50分の1以上	次に掲げる事項 1 外観部材の種類 2 仕上げ方法 3 色彩 4 高さ
	その他市長が必要と認める参考となるべき事項を記載した図書		
法第16条第1項第2号に掲げる行為(工作物の建設等をいう。)	付近見取図	2,500分の1以上	次に掲げる事項 1 敷地の位置 2 敷地周辺の状況 3 方位 4 施工箇所

	写真		敷地及び敷地周辺の状況
	配置図	100分の1以上	次に掲げる事項 1 敷地内における工作物の位置 2 方位 3 敷地の境界線 4 敷地に接する道路の位置及び幅員 5 既存樹木及び植樹木の位置
	各面の着色立面図	50分の1以上	次に掲げる事項 1 工作物の構造 2 部材の種類 3 仕上げ方法 4 色彩 5 高さ
	その他市長が必要と認める参考となるべき事項を記載した図書		
法第16条第1項第3号に掲げる行為（開発行為をいう。）	付近見取図	2,500分の1以上	次に掲げる事項 1 行為を行う土地の区域 2 当該区域の周辺の状況 3 方位 4 施工箇所
	写真		行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	設計説明書	100分の1以上	設計図又は施工方法を明らかにする図面
	現況平面図	500分の1以上	次に掲げる事項 1 方位 2 行為を行う土地の境界線及び等高線 3 植生の概要及び行為

				を行う土地を含む周辺の地形の現況
		土地利用計画図	500分の1以上	次に掲げる事項 1 方位 2 行為を行う土地の境界線 3 既存樹木及び植樹木の位置、樹種及び大きさ 4 行為後の土地利用計画
		現況断面図	500分の1以上	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法面の状況
		計画断面図	500分の1以上	行為を行う土地の計画縦断面及び計画横断面の状況並びに法面の措置
		その他市長が必要と認める参考となるべき事項を記載した図書		
条例第8条に掲げる行為	次に掲げる行為 1 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更 2 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物	付近見取図	2, 500分の1以上	次に掲げる事項 1 行為を行う土地の区域 2 当該区域の周辺の状況 3 方位 4 施工箇所
		写真		行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
		現況平面図	500分の1以上	次に掲げる事項 1 方位 2 行為を行う土地の境界線及び等高線 3 植生の概要及び行為を行う土地を含む周辺の地形の現況
		計画平面図	500分の1以上	次に掲げる事項 1 方位

件の堆積 3 水面の埋立て又は干拓			2 行為を行う土地の境界線 3 行為の位置又は区域 4 既存樹木及び植樹木の位置 5 行為後の土地利用計画
	現況断面図	500分の1以上	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法面の状況
	計画断面図	500分の1以上	行為を行う土地の計画縦断面及び計画横断面の状況並びに法面の措置
	その他市長が必要と認める参考となるべき事項を記載した図書		
木竹の植栽又は伐採	付近見取図	2, 500分の1以上	次に掲げる事項 1 行為を行う土地の区域 2 当該区域の周辺の状況 3 方位 4 施工箇所
	写真		行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	現況平面図	500分の1以上	次に掲げる事項 1 方位 2 行為を行う土地の境界線及び等高線 3 既存樹木の位置、樹種及び大きさ 4 行為を行う土地を含む周辺の地形の現況
	計画平面図	500分の1以上	次に掲げる事項 1 方位 2 行為を行う土地の境界線及び等高線

			3 植栽木若しくは植栽竹又は伐採木若しくは伐採竹の位置又は区域 4 行為後の土地利用計画
		その他市長が必要と認める参考となるべき事項を記載した図書	